

琉球大学 教授職員会ニュース 第174号

2015年1月22日 琉球大学教授職員会 事務局：中城口信号角・内線2023

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/> E-mail: kyoshoku@eye.u-ryukyu.ac.jp

学内規則改定問題で学長交渉を実施

(1) 今回の学内規則見直しは、組合との団体交渉の対象です。実効ある交渉を行います。

学教法等「改正」に伴う一連の学内規則見直しは、教員の身分保障や教育研究の前提である学問の自由とその制度的保障である大学自治・教授会自治にも深く関わることから、琉球大学学則をはじめ、改正・制定される全ての規則案が労働組合との団交対象になることを主張しました。

それに対して、大城学長は、規則案の全てについて団交の場で議論することは時間的に無理であるが、重要なものについては団交で取り上げると回答して、確認されました。

このことは、とりもなおさず、今回の一連の学内規則見直しの全体が、教員の労働条件に強く影響するものであることを意味します。憲法に保障された「学問の自由」の担い手とならなければならない、高等教育・研究機関たる琉球大学の将来に影響する、重大な制度改正を扱っていることを銘記する必要があります。

(2) 1月27日の定例評議会で、学内規則見直し案が検討されますが、決定はしません。

今回の学内規則見直しでは、各部局の教授会での議論が十分行えていないので、1月の定例評議会で最終決定することがないように求めたところ、大城学長は、1月27日の評議会で、学則改正等を最終決定しないことを明言しました。さらに、評議会提出資料を速やかに全学に提供し、28日に教授会を開く部局での議論に役立てられるよう、便宜を図ることも約束されました。

(3a) 11月に出た学則等のワーキンググループ案は、「弁護士・社労士という専門家がチェックしている」→実は「全体について口頭でチェック結果を得ただけ」でした。各部局の質問・意見への12月末の回答は、弁護士らのチェックさえ経ていません。

11月公表のワーキンググループ(WG)案について、多くの部局から多数の意見が出されました。WGには専門家の教員も、各学部を代表する教員も一人も入っていません。ですから高等教育・研究機関として固有の法律上の問題は検討されていません。また、教授会で十分な趣旨説明ができ、また、出された意見を十分伝えることができるような委員が、どの部局にもいない状態でした。その中で、12月段階での各部局からの意見のほとんど全てについて、12月末のWGの回答では採用されませんでした。これらについて指摘しました。

WG文書では、弁護士と労務コンサルタントが案文をチェックしたと回答されています。しかし、今回、学内規則の見直し案を見せて口頭で回答してもらうだけで文書が残っていないこと、全体に問題がないか照会しただけで、改正箇所を一つ一つ示して、もとの制定趣旨等も踏まえつつ改正の適否を確認するような個別の作業は行っていないことが分かりました。しかも、各部局の意見に対するWGの回答は、弁護士や社労士のチェックさえ、経ていなかったのです。

(3b) 部局の意見を受けての案文の修正作業には、学内の専門家が入り、その意見が尊重されます。各学部とWGをつなぐ委員の配置の必要性も同意されました。

学内規則の見直しにあたり、学則等、教職員の人事や懲戒の規程それぞれについて、各部局の意見を求められています。これらを踏まえて案文が修正・新規作成等されていきますが、その案文作成を行うWGに専門家を加え、その専門的意見を尊重することについて、大城学長ははっきりと同意しました。さらに、検討状況を的確に学部に伝え、また、学部の意見を案文づくりに反映するため、各学部から委員を出すことについて、大学側は同意しました。したがって、各部局が遠慮なく意見や質問をあげるに値する受け皿ができます。各学部の意見を受けての専門家委員の意見は、最終の規則案策定で十分尊重されることが約束されています。

▶ 次ページに続く

(4) 教職員だけでなく、学長と理事等の懲戒規程も整備することが、確認されました。

教職員懲戒についての規則案が大学側から配付されました。これについて、教職員の懲戒手続が、より厳格に規定される一方で、今次の法改正で権限がいつそう集中することになった学長・理事の非違行為に対する処分の規定がないことを指摘しました。

これに対して、西田理事が、役員会で、懲戒の規程は全構成員が対象とならないとバランスを欠くこと、したがって、学長・理事等についての規程づくりが必要であることを建議し、役員会の共通認識となったことが報告されました。この認識について大城学長も確認し、教職員の懲戒規程と同時に制定できるかは分からないが、今回の一連の流れとして学長・理事等の規程についても整備するとのスタンスが確認されました。

(5) 教職員の懲戒規程について、主に拡大解釈可能な条文、学長の権限が不当に強まっていることについて指摘しました。

教職員懲戒関係の規則案について交渉入りし、まず重要部分の一部について、教授委員会が指摘しました。その結果、(a) いくらでも拡大解釈できてしまう条項が複数あること、(b) 悪意を持てば、学長が一方的に処分手続を始め、手続の各過程でも委員会・機関の構成員の多数を学長の指名者が占めることが可能であることから、ワンマン的運営が可能となること、(c) 教授会が一度も関与せずに教員の処分が可能となってしまうことなどについて、具体的な指摘を行いました。これらの扱いについては今後の検討に回されます。

大城学長と西田理事は、教員が担っている学問の自由の行使を懲戒規程によって萎縮させる意思はなく、それは避けなければならないとの認識を、席上繰り返して表明しました。

(6) 「琉球大学憲章」は今回の学内規則見直しでも尊重されることを学長が確認。学長選考会議を含む琉球大学の全ての機関が、琉球大学憲章の尊重の義務を負うことを表明。

最後に、ワーキンググループの回答のなかで、学長選考会議において「琉球大学憲章はその策定プロセス等が不明瞭であり…」との意見があったことを踏まえて、大学憲章の有効性について尋ねました。

大城学長は、琉球大学憲章は、教育研究評議会で制定され、いまも琉球大学の最も基本的な文書であることをはっきり認めました。その上で、今回の学内規則制定を含めた大学運営において、琉球大学憲章（の規定と精神）を尊重することを、改めて確認しました。

なお、学長選考会議における学長選考過程で、琉球大学憲章に基づくことを明記することについては、三浦総務部長が、それは学長選考会議が決めることであり確言できないとの趣旨の発言をしました。これに対して徳田博人・教授職員会専門委員（行政法学）が、総務部長発言は事実誤認であり、最上位規程である大学憲章に、大学の機関が従うのは明記されていなくても当然のことであり、琉球大学の一機関である学長選考会議が琉球大学憲章に依拠しないことはあり得ないと、説明しました。これに対して大学から反論はなく、今回の交渉は終了しました。交渉は今後も続きます。

人勤対応の問題で交渉中です 次号で詳報

1月からの昇給を延期するとの大学の知らせに、驚かれた方も多いと思います。現在、人勤対応については、教授職員会を含む組合三者と大学との団体交渉が継続中です。手続終了後、1月に遡及して昇給があります。

「人勤で久しぶりに給与が上がるのだから、早く手続きして！」とお思いのことでしょう。しかし、今回は「公務員の給与の総合見直し」がセットになっています。これにより、かなり給与が下がります。ただし、3年間は、もとの給与の方が高い場合それが保障されます。

そこで、組合三者は、代償措置としてこの保障期間を4年にせよと要求。ところが、大学は財源がないとして、予算措置を伴う一切の代償措置は不可能だと回答してきました。その際、4年目も現給を保障するには、5400万円必要との試算が回答されました。こんなに給与が減るのですから、簡単には妥結できません。

しかも、組合との交渉後は、全学説明会、過半数代表者の選出と意見添付が法令上必須です。それなのに、約束だった全学説明会ルールづくりは、中断中。今いる千原事業場の過半数代表との協定締結も、終わっていません。大学の無責任、無計画も極まります。